

目次

第1部	本通達の趣旨	1
第2部	一般社団法人	2
第1	設立	2
1	設立の手続	2
2	設立の登記の手続	4
第2	機関	6
1	機関設計	6
2	社員総会	7
3	理事及び代表理事	8
4	理事会	12
5	監事	15
6	会計監査人	16
7	役員等の損害賠償責任	19
第3	解散及び清算	21
1	解散	21
2	清算	23
3	清算の終了	28
第4	その他	28
1	計算書類の公告	28
2	定款の変更	29
3	事業の譲渡	29
第3部	一般財団法人	29
第1	設立	29
1	設立の手続	29
2	設立の登記の手続	31
第2	機関	33
1	機関設計	33
2	評議員	34
3	評議員会	35
4	理事及び代表理事	36
5	理事会	38
6	監事	39
7	会計監査人	40
8	役員等の損害賠償責任	43

第3	解散及び清算	45
1	解散	45
2	清算	47
3	清算の結了	52
第4	その他	52
1	計算書類の公告	52
2	定款の変更	53
3	事業の譲渡	53
第4部	合併	53
第1	合併の手続	53
1	当事法人	53
2	吸収合併の手続	54
3	新設合併の手続	55
第2	合併の登記の手続	55
1	吸収合併の登記	56
2	新設合併の登記	57
第5部	公益法人	58
第1	公益認定	58
1	公益認定の手続	58
2	公益認定による名称の変更の登記の手続	58
第2	公益法人に関する規律	58
1	名称使用制限	58
2	変更の認定	59
3	合併による地位の承継の認可	59
第3	公益認定の取消し	59
第6部	中間法人に関する経過措置	59
第1	有限責任中間法人に関する経過措置	59
1	旧有限責任中間法人の存続等	59
2	一般社団法人に関する法人法の規定の特則及び経過措置	60
3	名称の変更	62
第2	無限責任中間法人に関する経過措置	62
1	旧無限責任中間法人の存続等	62
2	一般社団法人に関する法人法の規定の特則及び経過措置	63
3	名称の変更による通常的一般社団法人への移行	63
4	移行期間の満了による解散	65

第7部	民法法人に関する経過措置	65
第1	旧民法法人の存続等	65
第2	特例民法法人に関する経過措置及び法人法の特則	66
1	定款の記載事項	66
2	登記すべき事項	67
3	名称使用制限	68
4	機関	68
5	解散及び清算	69
6	合併	70
7	その他	73
第3	公益法人への移行	74
1	移行の手続	74
2	移行の登記の手続	74
3	認定の取消し	76
第4	通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行	76
1	移行の手続	76
2	移行の登記の手続	76
3	認可の取消し	77
第5	移行期間の満了による解散	77